

## 「公」と「私」

日本人に通底するものとして、「公」の方が「私」よりも優先されるとの考え方がある。確かに個人よりも、組織を大切に、個人よりも国家を大切にすることが美学の如く語られる。昨今の個人の権利主張、利己主義的な考え方を揶揄しがちで、このことが社会を歪めているとの理由から、再び道德教育を強化しろとか、自民党憲法草案では、国体優先との視点に立っている。果ては、『教育勅語』まで再び登場してしまった。

何事もそうだが、行き過ぎは歪みを生じる。自由貿易もそうだが、違いや格差を認めず、規制=悪で全てを競争の中に置くことがすばらしいことだと。「公」と「私」も同様で、日本人の道德観、世間、社会のことを優先的に考えることなど、世界に誇れることではある。

協同組合も相互扶助、「一人は万人のため」というから、個人を犠牲にして周りに尽くせとの誤解を招きそうだが、「万人は一人のため」とも繰り返している。協同組合こそ「私」を大切に、自己実現にするための「公」組織だと思う。そのために ICA では協同組合の定義・価値・原則が謳われている。こういう時代だからこそ、この価値を大切にしたいものだ。

平成 29 年度スタートを切ったが、協同組合理念を基本とするソリューション機関として J A の自己改革への後押しを重点に取り組んでいきたい。

(常務理事 浦野邦衛)

## 【地域開発部】

### 「天然色素抽出液の製造方法」について特許出願（特願 2016-57797）

本発明は天然色素抽出液の製造方法に関し、果実の果皮を利用して天然色素抽出液を製造する方法で、信州大学との共同で特許出願をいたしました。

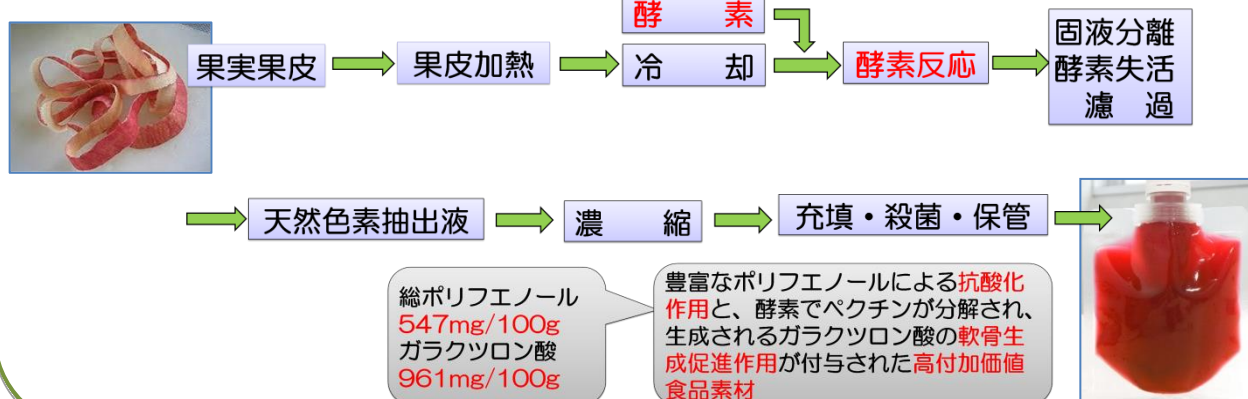
りんご、ぶどう、柿などの果実の果皮には、天然の色素が含まれているから、この色素を利用して加工食品を着色するといったことが行われています。

天然色素抽出液の製造方法は、果実の果皮に酵素を添加し、酵素反応を利用することでポリフェノールなどの高い物質を効率的かつ容易に色素を抽出することができます。

天然色素抽出液は、食品素材としてそのまま利用することができ、ジャム等の着色に利用する他、ヨーグルト等の他の食品に添えて使用するという種々用途に利用することができます。

### 《 りんご果皮を使った例 》

#### 【 製造工程 】



(部長 大熊桂樹)

## 【人材銀行局】

### 人材派遣業と人材紹介業及び紹介予定派遣とは・・・

- ① 人材派遣業・・・人材派遣団体が直接雇用する人材を派遣先企業に派遣しますので、派遣元団体と求職者の間に雇用関係が発生します。
- ② 人材紹介業・・・職業紹介団体は、求人者と求職者のあっせん業なので、紹介団体と求職者の間に雇用関係は発生しません。
- ③ 紹介予定派遣・・・派遣期間（最長 6 ヶ月）終了後、本人と派遣先団体双方合意のもとに職員となる働き方です。

（働く人にとってのメリット）

- ・ 派遣職員として働きながら、J A等の正職員、臨時職員を目指せます。
- ・ 自分にマッチした仕事内容、職場かどうかを見極められるので納得のいく就職活動ができます。

（派遣先にとってのメリット）

- ・ 派遣期間での仕事ぶりを見た上で、職員として採用することができます。
- ・ 派遣が開始する前に、派遣先として採用面接に参加できます。

### 職員紹介

### 常に心のスイッチ、ON - OFF の切り替えを意識して・・・

J Aあづみ穂高支所の渉外課でL A（ライフアドバイザー）として、主に北穂高地域で3 Q訪問活動を行っている浅川京介さんです。

毎日5～6件を訪問することを目標として活動しています。

28年度の目標は支所全体で75億円、浅川さんは6億5200万円の実績で目標の達成ができ、29年度も目標達成に向け頑張っています。

常に数字が伴う職種ゆえストレスが溜まりがちになる中、心のスイッチの切り替えを意識して業務を行っています。

**After-five**や休日には、趣味のソフトバレーやジムでの筋トレ等、身体を動かしてリフレッシュを心掛けています。



### ～編集後記～

寒さが和らぐとともに花の便りが全国各地から届く季節となりました。

今年度は、当機構の地域開発部におきまして人事異動がありました。新たな体制の下に、力強く、再スタートすることとなりますが、昨年にも増してより一層、調査研究活動の幅を広げ、様々な情報と研究報告を全国・県下J Aにお届けできるように努めてまいりたいと思います。

皆様方からの調査研究に関するお問い合わせや人材銀行へのご相談をお待ちしております。 （Y）

<発行所>

一般社団法人 長野県農協地域開発機構

長野市大字南長野北石堂 1177 番地 3 JA 長野県ビル 11 階

TEL 026 (236) 3500 (代表) / FAX 026 (236) 3505